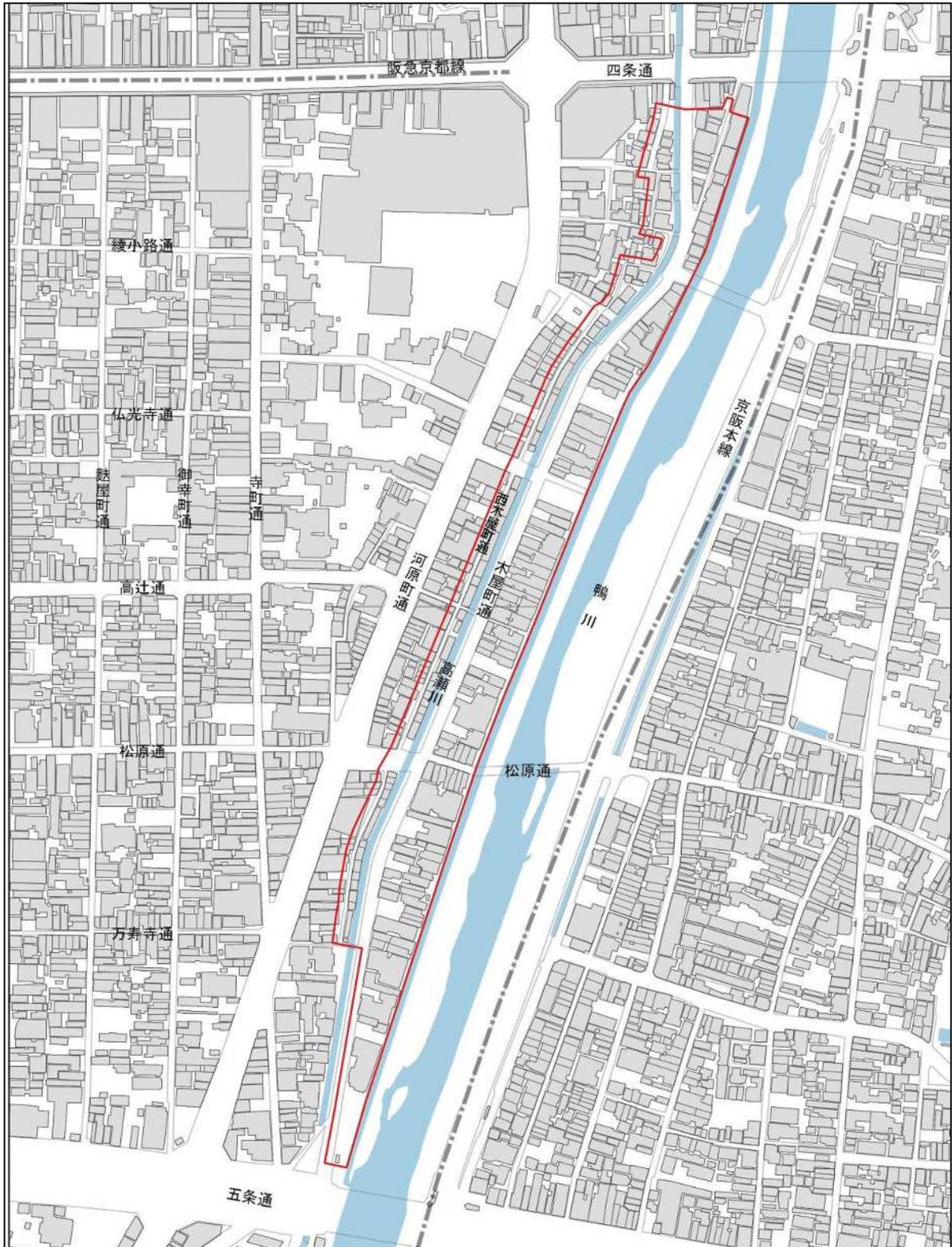


【地区指定の対象となる範囲（赤枠範囲内）】



地区指定の対象となる範囲は（赤枠）は、おおむね「南北を四条通と五条通、東西を鴨川と西木屋町通の道路界から西へ5メートルの線に挟まれた範囲」を予定しております。

※ 京町家の一部でも指定範囲にかかれば、京町家条例の対象となります。
〔 斎藤町，天王町，和泉屋町，美濃屋町，材木町，下材木町，船頭町，市之町，
天満町，難波町，清水町，真町及び松川町の各一部 〕